

新型コロナウイルス感染症 学校における対策マニュアル



栃木県教育委員会

令和2(2020)年5月15日

目 次

1 新型コロナウイルスとは

2 学校における新型コロナウイルス感染症対策

(1) 児童生徒等・教職員の健康観察の徹底

(2) 日常の感染症対策の徹底

(3) 学校給食（昼食）の実施

(4) 新型コロナウイルス感染症が発生した場合などの対応

(5) 新型コロナウイルスに関する正しい知識の指導

(6) その他

【資料編】 学校で取り組むチェックリスト等

○毎朝のチェックリスト（P8 資料1）

○健康観察シート（P9 資料2）

○日常の感染症対策チェックリスト（P10 資料3）

○学校給食の指導について（P11 資料4）

給食当番衛生点検表（例）（P12 資料5）

○感染者が発生した場合の初動対応（例）（P13 資料6・別紙1・2）

新型コロナウイルス感染症 学校における対策マニュアル

このマニュアルは学校再開に当たって、今後、新型コロナウイルス感染症のまん延状況が全国的に見て収束するまでの学校の対応について示したものである。

なお、内容については、新型コロナウイルスの感染状況に鑑みて更新される可能性がある。

1 新型コロナウイルスとは

コロナウイルスには、一般の風邪の原因となるウイルスや「重症急性呼吸器症候群（SARS）」や2012年以降発生している「中東呼吸器症候群（MERS）」ウイルスがあり、現在流行しているのが「新型コロナウイルス（SARS-CoV2）」である。

ウイルスは自分自身で増えることができず、粘膜などの細胞に付着して入り込み増える。健康な皮膚には入り込むことができず表面に付着するだけと言われている。表面についたウイルスは時間がたてば壊れてしまうが、付着した物の種類によっては24時間～72時間くらい感染する力をもつと言われている。

流水と石けんでの手洗いや手指消毒用アルコールによって感染力を失わせることができる。

現時点では、飛沫感染と接触感染の2つが考えられる。飛沫感染とは、感染者の飛沫（くしゃみ、咳（せき）、つば など）と一緒に放出されたウイルスを、他者が口や鼻から吸い込んで感染することである。感染を注意すべき場面とは、屋内などで、お互いの距離が十分に確保できない状況で一定時間を過ごすときである。また接触感染とは、感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、周りの物に触れることで感染者のウイルスが付き、他者がその部分に接触することで感染者のウイルスが他者の手に付着し、直接接触しなくても感染することである。感染場所の例としては、電車やバスのつり革、ドアノブ、エスカレーターの手すり、スイッチなどである。

2 学校における新型コロナウイルス感染症対策

（1）児童生徒等・教職員の健康観察の徹底

学校では、児童生徒等や教職員が休みやすい環境作りに努めるとともに、以下のように健康観察を徹底する。

- ・学校への登校・出勤前には、**毎日家庭で検温を行うとともに、風邪症状等を確認**する。
また、児童生徒等については、**「健康観察シート」（資料2）を活用**して、登校時に教職員が健康状態を確認する。
- ・スクールバスを利用する児童生徒等については、乗車前に教職員等が健康状態を確認する。
- ・発熱や風邪症状等がある場合は、自宅で休養するように指導する。
(参考資料1) 令和2(2020)年3月16日付け高教第1237号
令和2(2020)年3月11日付け義教第1277号
- ・医療的ケアが必要な児童生徒等（以下、「医療的ケア児」）の中でも、呼吸器の機能の障害のある者や、基礎疾患等がある児童生徒等については、保護者と主治医が相談の上、登校について判断する。
- ・学校への登校・出勤前に検温を忘れた者は、保健室等で検温する。

校内で発熱や風邪症状等が確認された児童生徒等は早退とする。早退するまでに迎えなどで待機が必要な場合は、本人や他の児童生徒等に配慮し、空き教室等を利用することも検討する。

なお、息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合や、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患など）があり発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状が4日以上続く場合は、栃木県新型コロナウイルスコールセンターや帰国者・接触者相談センターへ相談するように指導する。

【電話相談窓口】

○栃木県新型コロナウイルスコールセンター（対応時間 24時間（土日、祝日を含む））

電話番号 0570-052-092

○帰国者・接触者相談センター（対応時間 平日午前8時30分から午後8時まで）

帰国者・接触者相談センター (広域健康福祉センター及び保健所名称)	管轄	連絡先
県西健康福祉センター	鹿沼市、日光市	TEL 0289-62-6225
県東健康福祉センター	真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町	TEL 0285-82-6997
県南健康福祉センター	小山市、栃木市、下野市 上三川町、野木町、壬生町	TEL 0285-22-0302
県北健康福祉センター	大田原市、那須塩原市、矢板市、 さくら市、那須烏山市、那須町、 塩谷町、高根沢町、那珂川町	TEL 0287-22-2679
安足健康福祉センター	足利市、佐野市	TEL 0284-41-5900
宇都宮市保健所	宇都宮市	TEL 028-626-1114

(2) 日常の感染症対策の徹底

新型コロナウイルス感染症対策で重要な飛沫感染と接触感染の防止については、以下のよう

① こまめな手洗いの徹底

学校での登校時、給食（昼食）の前後、外から教室に入る時、トイレの後といった機会でもこまめな手洗いをを行うように指導する。また、多くの児童生徒等が触れる場所や共用の教材、教具、情報機器などを触れる前後でも手洗いをを行うように指導する。

(参考資料2) 首相官邸 HP「手洗い」

<https://www.kantei.go.jp/jp/content/000059529.pdf>



② 換気の徹底

換気は、気候上可能な限り常時、可能であれば2方向の窓を同時に開けて行う。空調利用時においても換気は必要であることに留意する。

また、光化学スモッグや高温など気候上外気を大量に入れかえることが難しい場合は、児童生徒等の健康観察を行いながら可能な限りの換気や出入口を開ける対応などを検討する。

なお、日本薬剤師会では、エアコンを稼働した場合の適切な環境の保持について、下記のとおり示しているので、実態に応じ対応する。

【エアコンを稼働した場合】

パッケージエアコンはそれ自体換気をほとんど行わないことから、必ず換気扇等を稼働させると共に外側前後の窓等を一部開けます。また、廊下側欄間等を開ける。さらに、ドアの欄間等に目張りがしてある場合は撤去します。

そして、1時間に1回（5～10分）程度窓を全開して換気します。学校環境衛生基準ではCO₂で1500ppm以下とされていますが、特定建築物等の空気環境を規定する建築物環境衛生管理基準では1000ppm以下となっていることも考慮し、確実に換気が行われるよう注意します。

（令和2年3月日本薬剤師会学校薬剤師部会「新型コロナウイルス感染症への対応」より）

（参考資料3）首相官邸HP「3つの『密』を避けるための手引き」

<https://www.kantei.go.jp/jp/content/000062771.pdf>

新型コロナウイルスの感染拡大防止にご協力をお願いします

3つの『密』を避けるための手引き！

- 新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、咳エチケット、手指衛生等に加え、**「3つの密（密閉・密集・密接）」**を避けてください。
- 3つの密が重ならない場合でも、リスクを低減するため、できる限り**「ゼロ密」**を目指しましょう。
- 屋外でも、密集・密接には、要注意。人混みに近づいたり、大きな声で話しかけることなどは避けましょう。

厚生労働省 新型コロナウイルス対策 0120-565653

新型コロナウイルスの感染拡大防止にご協力をお願いします

① 「密閉」空間にしないよう、こまめな換気を！

「部屋が広ければ大丈夫」「狭い部屋は危険」というものではありません。カビは「換気の程度」です。WHOも、空気感染を起こす「結核」は「結核」と「換気回数の少なさ」の関連を認めています。

窓がある場合

- ・風の流れるよう、**2方向の窓を、1回、数分間程度、全開**にしましょう。換気回数は**毎時2回以上**確保しましょう。
- ・窓が1つしかない場合でも、入口のドアを開ければ、窓とドアの間に空気が流れます。扇風機や換気扇を併用したり工夫すれば、換気効果はさらに上がります。

機械換気がある場合

- ・窓がない施設でも、建物の施設管理者は、法令により感染症を防止するために合理的な換気量を保つような維持管理に努めるよう定められています。
（注）どの程度換気を行うか、不特定多数の方が利用する施設では、空気環境の悪化により、一人当たり換気量（毎時的30リットル）を確保するよう努めなければなりません。
- ・したがって、地下や窓のない高所の施設であっても、換気設備（業務用エアコン等）によって換気されていることが通常のため、過剰に心配することはありません。
- ・しかし油断は禁物です。換気量をさらに増やすことは予防に有効です。冷暖房効率は悪くなりますが、窓やドアを開けたり、換気設備の外気取入れ量を増やしましょう。また、一部屋当たりの人数を減らしましょう。
- ・通常の家庭用エアコンは、空気を循環させるだけで、換気を行っていません。別途、換気を確保してください。また、一般的な空気清浄機は、通過する空気が換気量に比べて少ないことから、新型コロナウイルス対策への効果は不明です。

乗り物の場合

- ・乗用車やトラックなどのエアコンでは、「内気循環モード」ではなく**「外気モード」**にしましょう。
- ・電車やバス等の公共交通機関でも、**窓開け**に協力しましょう。

厚生労働省 新型コロナウイルス対策 0120-565653

新型コロナウイルスの感染拡大防止にご協力をお願いします

③ 「密接」した会話や発声は、避けましょう！

- ・密接した会話や発声は、ウイルスを含んだ飛沫を飛び散らせがちなです。WHOは「5分間の会話で1回の咳と同じくらいの飛まつ（約3,000個）が飛ぶ」と報告しています。
- ・対面での会議や面談が避けられない場合には、**十分な距離を保ち**、マスクを着用しましょう。
- ・エレベーターや電車の中などでは、距離が近づかざるを得ない場合があります。**会話や携帯電話による通話を慎みましょう。**
- ・飲食店では、マスクを外す時間が長くなりがちです。外してはいる間に飛沫が飛ぶことを抑えるには、例えば複数人での会食のように、大声にならざるを得ない場合は慎みましょう。家族以外の複数人での会食などは避けましょう。
（注）「複数人」とは10人以上を想定していますが、なるべく少ない方が良いです。
- ・スポーツジムなど、複数人かつ室内で呼吸が激しくなるような運動を行うことは避けましょう。
- ・喫煙も、近くにいる人との「密」に、このほか注意して下さい。

厚生労働省 新型コロナウイルス対策 0120-565653

③ 児童生徒等や教職員のマスク着用

学校では近距離での会話や発声等が必要な場合が多いため、マスクを着用させ、咳エチケット等を指導する。

(参考資料4) 文部科学省 HP「マスクを作りたい!」

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00460.html

(参考資料5) 首相官邸 HP「咳エチケット」

<https://www.kantei.go.jp/jp/content/000059528.pdf>

(参考資料4)

(参考資料5)



④ 学校の保健管理

学校医や学校薬剤師等と連携した学校の保健管理体制を整え、新型コロナウイルス感染症対策や学校環境衛生等の対応について確認する。

教室やトイレ、スクールバスなどで、多くの児童生徒等や教職員が手を触れる場所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）や共用の教材、教具、情報機器などは1日1回以上消毒液（消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等）を使用して消毒を行い、学校環境衛生を良好に保つ。

(参考資料6)

厚生労働省 HP「身のまわりを清潔にしましょう。～新型コロナウイルス対策～」

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000614437.pdf>

新型コロナウイルス対策 身のまわりを清潔にしましょう。

**石けんやハンドソープを使った
丁寧な手洗いを行ってください。**



手洗い	残存ウイルス
手洗いなし	約 100 万個
石けんや ハンドソープで 10 秒もみ洗い後 流水で 15 秒すすぐ	1 回 約 0.01% (数百個) 2 回 繰り返す 約 0.0001% (数個)

手洗いを丁寧に行うことで、
十分にウイルスを除去できます。
さらにアルコール消毒液を
使用する必要はありません。

(高松市役所 感染対策課 02-4395-5000 2020.6 から作成)

**食器・手すり・ドアノブなど身近な物の消毒には、
アルコールよりも、熱水や塩素系漂白剤が有効です。**
(新型コロナウイルスだけでなく、ノロウイルスなどにも有効です)



熱水

80℃/10分

食器や箸などは、80℃の熱水に
10分間さらすと消毒ができます。
火傷には注意してください。

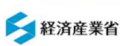


塩素系漂白剤
(次亜塩素酸ナトリウム)

0.05%

濃度 0.05% に薄めた上で、
拭くと消毒ができます。
ハイター、ブリーチなど、
裏面に作り方を表示しています。

※漂白剤への注意が重要です。
取り扱いは十分注意が必要です。
※必ず製品の注意書きをよく確認してください。
※食器は消毒することがあります。

参考 0.05% 以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方



以下は、次亜塩素酸ナトリウムを主成分とする製品の例です。
商品によって濃度が変わりますので、以下を参考にしてください。

メーカー (五十音順)	商品名	作り方の例
花王	ハイター キッチンハイター	水 1 L に本商品 25 mL (商品付属のキャップ 1 杯) * ※次亜塩素酸ナトリウムは、一時的にゆっくりと分解し、濃度が低下して いきます。購入から 3 ヶ月以内の場合は、水 1 L に本商品 10 mL (商品 付属のキャップ 1/2 杯) が目安です。
カネヨ石鹸	カネヨブリーチ カネヨキッチンブリーチ	水 1 L に本商品 10 mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
ミツイエ	ブリーチ キッチンブリーチ	水 1 L に本商品 10 mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)

(プライベートブランド)

ブランド名 (五十音順)	商品名	作り方の例
イオングループ (トップバリュ)	キッチン用漂白剤	水 1 L に本商品 10 mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
西友 / サニー / リヴィン (きほんのき)	台所用漂白剤	水 1 L に本商品 12 mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
セブン&アイ・ ホールディングス (セブンプレミアム ライフスタイル)	キッチンブリーチ	水 1 L に本商品 10 mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)

※上記のほかにも、次亜塩素酸ナトリウムを成分とする商品は多数あります。
裏に無い場合、商品パッケージや HP の説明に当たってご使用ください。

(3) 学校給食(昼食)の実施

学校給食(昼食)の実施については、「学校給食衛生管理基準」の遵守を徹底するとともに、以下のように感染症対策に努める。

- ・給食の配食を行う児童生徒等や教職員は、下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無、衛生的な服装をしているか、手指は確実に洗浄したか等、給食当番活動が可能であることを毎日点検する。適切でないと認められる場合は給食当番を変えるなどの対応をとる。
- ・会食では、飛沫を飛ばさないように机を向かい合わせにしない。また、喫食中は、机上にハンカチ等を置いて、いつでも使用できるようにするなど、咳エチケットを徹底する。

(4) 新型コロナウイルス感染症が発生した場合などの対応

児童生徒等や教職員が新型コロナウイルス感染症の感染者※₁ 又は濃厚接触者※₂ となった場合の基本的な対応については、以下のとおりとする。

※₁ 感染者：症状の有無にかかわらず、遺伝子検査(PCR検査等)の結果が陽性となったもの

※₂ 濃厚接触者：保健所の調査の結果、特定されたもの

なお、児童生徒等や教職員が感染者又は濃厚接触者となった場合、学校は学校の設置者及び保健所へ連絡する。また、県等の衛生主管部局から学校の設置者が情報を把握した場合、学校の設置者は当該学校へ連絡する。

① 児童生徒等が感染者となった場合

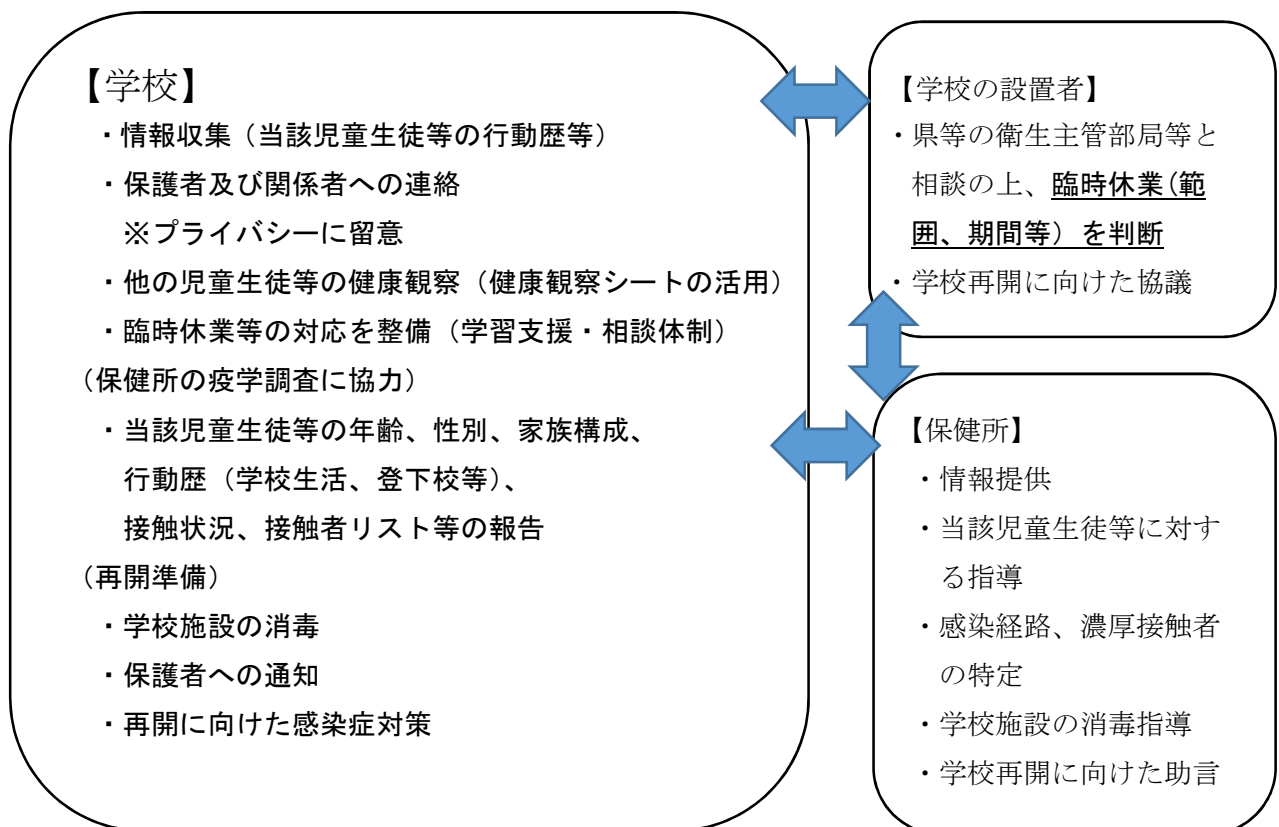
ア 当該児童生徒等は治愈するまで出席停止とする。(学校保健安全法第 19 条)

イ 学校の臨時休業等について (学校保健安全法第 20 条)

個々の事例ごとの対応が必要となることから、

- ・ 学校内における活動の態様
- ・ 接触者の多寡
- ・ 地域における感染拡大の状況
- ・ 感染経路の明否 等

県等の衛生主管部局等と相談の上、学校の設置者が判断する。



② 児童生徒等が濃厚接触者となった場合

ア 当該児童生徒等は出席停止とする。(学校保健安全法第 19 条)

出席停止の期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間と示されている。

イ 学校では、当該児童生徒等の行動歴等を把握し、接触したと思われる児童生徒等の健康観察を行う。(健康観察シートの活用)

なお現状では、濃厚接触者ではないが、濃厚接触者と関係のあるもの（家族等に濃厚接触者（もしくはその疑い）がいるなど）についても、保護者の意向や感染が心配される合理的な理由などから判断し、出席停止等の措置をとることができる。(学校教育法施行規則第 63 条)

③ 教職員が感染者又は濃厚接触者となった場合

①又は②と同様の対応とする。(教職員は特別休暇又は在宅勤務等)

(5) 新型コロナウイルスに関する正しい知識の指導

児童生徒等に対して、新型コロナウイルスに関する正しい知識や感染症対策について、発達段階に応じた指導を行い、児童生徒等が感染のリスクを自ら判断し、これらを防ぐ行動をとることができるように指導する。

また、新型コロナウイルス感染症の感染者や濃厚接触者とその家族、この感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為は、断じて許されないものであり、発達段階に応じた指導を行うことを通じ、このような偏見や差別が生じないように指導する。

(6) その他

○児童生徒等の定期健康診断の実施

令和2年3月19日付け文部科学省事務連絡において、毎学年6月30日までに実施することとされている児童生徒等の健康診断については、新型コロナウイルス感染症の影響により実施体制が整わない等、やむを得ない事由によって当該期日までに健康診断を実施することができない場合には、当該年度末日までの間に、可能な限り速やかに実施することとされているため、実施時期や実施方法については、学校医や学校歯科医等の意見を十分確認の上、対応する。

また、実施に当たっては、下記により感染症対策を行うこととし、教職員及び児童生徒等、保護者の理解を得て実施する。

- ・児童生徒等に対して各種健康診断前後の手洗い、マスクの着用を徹底する。
- ・会場の換気を行い、児童生徒等の順番待ちのスペースを確保するとともに、会場に入る人数の制限を行い密集させず、会話を慎むように指導するなど3密を避ける。
- ・検査器具の消毒等を徹底する。(特に児童生徒等の顔・口や手に触れるもの)

なお、児童生徒等の定期の健康診断について実施が延期されているため、特に、日常的な健康観察等による児童生徒等の健康状態の把握に一層努め、健康上の問題があると認められる場合は、健康相談や保健指導等を実施し、適切に支援する。

毎朝のチェックリスト

【児童生徒等の健康観察】

□ 1. 家庭と連携した毎朝の検温、風邪症状等を確認する。

- 「健康観察シート」に記入させ、登校時に回収し、健康状態を確認する。
- 発熱や風邪症状等がある児童生徒等は、登校せず自宅で休養するように、事前に指導する。
- 検温忘れなど、シートで確認できない児童生徒等については、対応する教職員を校内で連携して配置し、保健室や別室で検温する。（非接触型体温計の活用等）
- スクールバスを利用する場合は、乗車前に健康観察を行う。

□ 2. 発熱・風邪症状等を確認した場合は、早退させる。

- 早退するまで待機が必要な場合は、空き教室等を利用する。
- 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患など）があり発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合、熱や咳などの比較的軽い風邪の症状が4日以上続く場合は、相談窓口を紹介する。

○栃木県新型コロナウイルスコールセンター

電話番号 0570-052-092 対応時間 24時間（土日、祝日を含む）

○管轄の帰国者・接触者相談センター _____（P2 参照）

【マスクの着用・咳エチケット】

□ 3. マスクの所持について確認する。

- 学校は近距離での会話や発声等が必要な場合が多いため、マスクを着用し、咳エチケットを指導する。
- マスクがない、準備できない児童生徒等がいる場合は、学校に備えているマスクを配布する。

□ 4. 登校の際、一斉に集まることを避ける。

- 学年、クラス単位で通学推奨時間を設定するなど、周囲との間隔を空けて、登校できる工夫を行う。
- 公共交通機関を利用する場合は、できるだけ乗客が少ない時間帯に利用できるよう配慮する。
- 公共交通機関の利用後は速やかに手を洗う、顔をできるだけ触らない、触った場合は顔を洗う等を指導する。
- 集団での登下校については、感染症対策とともに、交通安全等の対策も指導する。

健康観察シート

年 組

氏名

(資料2)

*感染症対策のために、毎日の健康観察が大切です。登校前に体温を測り、体調のチェックをしてください。

*発熱等の風邪症状がある場合は、自宅で休養し、必ず学校に報告してください。

* 次の症状がある場合は、「栃木県新型コロナウイルスコールセンター」・「帰国者・接触者相談センター」に相談してください。

9

[illegible]

日常の感染症対策チェックリスト

【手洗いの徹底】 **★感染症予防の基本である** ※参考資料 2

□ 1. こまめに石けんで手を洗う指導をする。

- 登校時、給食の前後、外から教室に入る時、トイレの後等に随時指導する。
- 洗い場に、児童生徒等が集中しないよう、場所と時間の設定を配慮する。
- 手を拭くタオルやハンカチは、個人持ちとし、共用させない。
- 流水で手洗いでできない場合には、アルコールを含んだ手指消毒液の使用も検討する。（アルコール過敏・手荒れに注意）

【消毒の実施】 ※参考資料 6

□ 2. 校舎内施設や共用する物を、適切に消毒する。

- 多くの児童生徒等が触れる場所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）や共用する教材、教具、情報機器などは、1日に1回以上消毒液（消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等）を使用して消毒する。
- 共用を避けるのが難しいものについては、使用後手を洗うように指導する。

【換気の徹底】

□ 3. 授業中などは、常時2方向の窓を開けておく。

- 加えて、休み時間毎には対角線上の窓を広くあける。（5～10 分間）
- 空調利用時においても常時換気を行う。（P 3 参照）
- 窓のない部屋は、常時入り口を開け、換気扇等を使用する。人の密度が高くならないように配慮する。
- 体育館のような広く天井の高い部屋でも、換気に努める。

学校給食の指導について

○準備

- 給食当番はもとより、教職員、児童生徒等全員が食事の前に手を洗う。
※手洗い場が混雑、密集しないよう工夫する。
- 静かに待つ。
- 給食当番及び教職員の健康状態を把握する（学校給食衛生管理基準より）。

点検項目	日 ()	日 ()	日 ()	日 ()	日 ()
① 下痢をしていない。	衛生的な服装				
② 発熱、腹痛、嘔吐していない。					
③ 衛生的な服装をしている（帽子、白衣、マスク）。				飛沫を防ぐために マスクの着用	
④ 手はきれいに洗ってある。					

○衛生点検表（例）

- 下痢、発熱、腹痛、嘔吐症状のある児童生徒等には給食当番の仕事をさせない。

給食当番等配食を行う児童生徒等及び教職員については、毎日、給食準備前に下痢、発熱、腹痛等の有無、その他健康状態及び衛生的な服装を確認することが必要です。

○配膳 配膳時の密集を防ぐ。

○会食 食べる際、飛沫を飛ばさないようにする。

- 机を向かい合わせにしない。
- 会話は控える。
- 机上にハンカチ等を置き、咳エチケットを徹底する。

※異物混入や食物アレルギー、食中毒等のリスクマネジメントも併せて行う。

給食当番（教職員含む）衛生点検表（例）

令和 年 月 学校名 年 組

	月	火	水	木	金	月	火	水	木	金	月	火	水	木	金
給食当番名 (学級担任名)															
① 下痢をしていない。															
② 発熱、腹痛、嘔吐をしていない。															
③ 清潔な身支度をしている（帽子、白衣、マスク）。															
④ 手はきれいに洗ってある。															

	月	火	水	木	金	月	火	水	木	金
給食当番名										
① 下痢をしていない。										
② 発熱、腹痛、嘔吐をしていない。										
③ 衛生的な服装をしている（帽子、白衣、マスク）。										
④ 手はきれいに洗ってある。										

※下痢、発熱、腹痛、嘔吐症状のある児童生徒等には給食当番の仕事をさせない。

感染者が発生した場合の初動対応（例）

□ 児童生徒等又は教職員の感染情報を把握

- ・当該児童生徒等の保護者などからの第1報を受ける。
- ・連絡を受けた教職員は、速やかに校長に報告し、校長が感染情報を把握する。
※ 第1報を受けた際、別紙1を用いるなどにより、可能な範囲で情報を収集・整理する。

□ 教育委員会への報告

- ・市町立学校は、市町教育委員会に電話連絡し、状況を報告する。
市町教育委員会は教育事務所に、教育事務所は県教育委員会（学校安全課等）に電話連絡し、状況を報告する。
- ・県立学校は、県教育委員会（学校安全課等）に電話連絡し、状況を報告する。

□ 保健所との情報共有

- ・保健所へ連絡する。
（患者の検査の実施状況から、保健所から第1報を受ける場合もある。）
- ・保健所の対応教職員を決定する。
- ・保健所が行う調査に協力する。
（児童生徒等の学校での行動歴、接触者情報等）
- ・保健所の指導内容の対応を検討する。
- ・保健所の指導内容及び対応状況については、速やかに教育委員会へ報告する。

□ 保護者及び関係者への連絡

- ・保護者宛ての連絡内容を検討し（プライバシーに留意）、緊急メール等を活用し、保護者へ連絡する。
- ・学校医等関係者へ連絡する。（事前に緊急連絡先一覧（別紙2）を作成しておく。）

□ 臨時休業等の準備

- ・当該児童生徒等を出席停止とする。（治癒するまで）
- ・他の児童生徒等の健康観察を行う。（健康観察シートの活用）
- ・学習支援の準備、相談体制を整えるなど臨時休業等の準備を行う。

患者発生報告（聞き取り用）

月 日 時 分

発信者： (続柄：)

連絡先：

1 氏名（年齢）	(歳)
2 学年・組	科 年 組 番
3 家族構成	
4 感染発覚の経緯	
5 症状の有無	有 ・ 無
(有の場合)	(症状) (発症日)
6 行動歴	・ 出席状況、主な活動等（過去 2 週間程度） ・ 部活動： _____ 部 ・ 学校外の活動等
7 その他	

緊急連絡先一覧

関係機関等	担当者等	電話番号	備考
〇〇健康福祉センター (保健所)			
県教育委員会	学校安全課	028-623-3418	
	義務教育課	028-623-3392	
	高校教育課	028-623-3382	
	特別支援教育室	028-623-3381	
教育事務所			
市町教育委員会			
(学校医)			
(学校薬剤師)			
(S C)			